2　申請の時期

平成27年12月25日から平成28年１月15日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

なお、平成28年１月18日以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（池子米軍⑵家族住宅等基本設計）」（以下「申請書」という。）は、平成27年12月25日から防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による場合は、〒231―0003 神奈川県横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎13Ｆ　南関東防衛局総務部契約課　ＴＥＬ045―211―7143　ＦＡＸ045―212―2806において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に共同体協定書（下記４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　防衛省における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」及び「土木業務」に係る級別の格付を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として南関東防衛局に競争参加を希望していること。

ウ　南関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ　競争参加者の資格に関する公示（平成26年11月４日付装備施設本部長公示）４⑵に該当しないものであること。

オ　代表者を含む共同体として防衛省競争参加資格において、「建築業務」及び「土木業務」で「A」の格付を受けていること。

ただし、代表者となる構成員は「建築業務」で「A」の格付を有する者とし、他の構成員は分担業務に対応する防衛省競争参加資格を有する者とする。

また、代表者は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所登録を有する者とする。

カ　その他支出負担行為担当官が必要と認めた事項

⑵　業務形態

ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

⑷　共同体協定書　共同体協定書が、上記３⑴の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記４⑴イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記２及び３により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が上記４⑴イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記４⑴イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6　資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

上記６の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　共同体の名称は、「池子米軍⑵家族住宅等基本設計○○・○○共同体」とする。

⑵　当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（平成27年12月25日付支出負担行為担当官南関東防衛局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了しましたので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 27 年 12 月 25 日

法務省大臣官房会計課長　小出　邦夫

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第 269 号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14、71、27

⑵　借入物品及び数量　ＴＰＰシステムの開発に伴うサーバ機器等　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成28年２月４日17時00分（郵送等の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房会計課調達係　岡部　圭二　電話03―3580―4128（直通）

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成27年12月25日から同28年２月３日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　平成28年１月14日10時00分

⑵　開催場所　法務省大臣官房会計課入札室

5　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 14, 71, 27

⑵　Nature and quantity of the products to be leased : Lease of Hardware equipment of TTP System, 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　4 February 2016

⑷　Contact point for the notice : Keiji Okabe, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan TEL 03―3580―4128

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 27 年 12 月 25 日

農林水産省大臣官房参事官（経理）

石上　和夫

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

○第１号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量

農林水産統計システムの運用業務　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成28年１月15日午前11時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8950 東京都千代田区霞が関１－２－１　農林水産省大臣官房予算課調達班調達第２係　竹田　勝也　電話03―3591―6753

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成27年12月25日から平成28年１月14日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　平成28年１月５日午後３時

⑵　開催場所　農林水産省大臣官房予算課入札室（本館１階ドア本№153）